

研究開発振興業務関係業務方法書における新旧対照表

研究開発振興業務関係業務方法書 (旧)	研究開発振興業務関係業務方法書 (新)
<p>独立行政法人医薬基盤研究所研究開発振興業務関係業務方法書</p>	<p>独立行政法人医薬基盤研究所研究開発振興業務関係業務方法書</p>
<p>(平成17年4月1日 厚生労働大臣認可)</p>	<p>(平成22年 月 日 厚生労働大臣認可)</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則(第1条～第3条)</p>	<p>第1章 総則(第1条～第3条)</p>
<p>第2章 基礎的研究業務(第4条～第7条)</p>	<p>第2章 基礎的研究業務(第4条～第7条)</p>
<p>第3章 研究振興業務 (第8条～第16条)</p>	<p>第3章 研究振興業務 (第8条～第16条)</p>
<p>第4章 希少疾病用医薬品等開発振興業務(第17条～第46条)</p>	<p>第4章 希少疾病用医薬品等開発振興業務(第17条～第46条)</p>
<p>第5章 承継業務 (第47条・第48条)</p>	<p>第5章 承継業務 (第47条・第48条)</p>
<p>第6章 業務委託 (第49条)</p>	<p>第6章 業務委託 (第49条)</p>
<p>第7章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (第50条)</p>	<p>第7章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (第50条)</p>
<p>第8章 雑則(第51条・第52条)</p>	<p>第8章 雑則(第51条・第52条)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>
<p>第3条 研究所は、基礎的研究業務、研究振興業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務を行うことにより、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具（以下「希少疾病用医薬品等」という。）の開発を振興し、もって国民保健の向上に資するものとする。</p>	<p>第3条 研究所は、基礎的研究業務、研究振興業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務を行うことにより、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器（以下「希少疾病用医薬品等」という。）の開発を振興し、もって国民保健の向上に資するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(交付の申請)</p>	<p>(交付の申請)</p>
<p>第20条 研究所は、助成金の交付を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書を提出させるものとする。</p>	<p>第20条 研究所は、助成金の交付を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書を提出させるものとする。</p>
<p>一 申請者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>一 申請者の氏名又は名称及び住所</p>
<p>二 希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の名称</p>	<p>二 希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器の名称</p>
<p>三 助成金の交付を受けようとする試験研究の目的及び内容</p>	<p>三 助成金の交付を受けようとする試験研究の目的及び内容</p>

四 前号の試験研究の経費の配分、完了予定期日及び事業計画
五 助成金交付申請額及び算定基礎

- 2 外国において希少疾病用医薬品等を製造しようとする者であって国内管理人を選任しているものにあつては、前項の申請書に国内管理人の氏名及び住所を併せて記載させるものとする。
- 3 第1項の申請書には、研究所が必要と認める資料を添付させるものとする。

(略)

(計画変更等の承認)

第25条 研究所は、助成対象事業を行う者(以下「試験研究実施者」という。)が次の各号の一に該当するときは、計画変更等承認申請書を提出させ、その承認を受けさせるものとする。ただし、軽微は変更についてはこの限りではない。

- 一 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
二 助成対象事業の経費の配分、完了予定期日又は事業計画を変更しようとするとき
三 助成対象事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするとき

2 第22条及び第23条の規定は、前項の承認について準用する。

(略)

四 前号の試験研究の経費の配分、完了予定期日及び事業計画
五 助成金交付申請額及び算定基礎

- 2 外国において希少疾病用医薬品等を製造しようとする者であつて選任製造販売業者を選任しているものにあつては、前項の申請書に選任製造販売業者の氏名及び住所を併せて記載させるものとする。
- 3 第1項の申請書には、研究所が必要と認める資料を添付させるものとする。

(略)

(計画変更等の承認)

第25条 研究所は、助成対象事業を行う者(以下「試験研究実施者」という。)が次の各号の一に該当するときは、計画変更等承認申請書を提出させ、その承認を受けさせるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 一 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
二 助成対象事業の経費の配分、完了予定期日又は事業計画を変更しようとするとき
三 助成対象事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするとき

2 第22条及び第23条の規定は、前項の承認について準用する。

(略)

附 則

この業務方法書の改正は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成22年 月 日から適用する。